

あしぎんカード規定

株式会社 足利銀行

1. (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。)について発行したあしぎんキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄預金カード(以下これらを「カード」という。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動入金機等の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」という。)の現金自動入金機(以下「預金機」という。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」という。)に預入をする場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」という。)の現金自動支払機(預金機を含む。以下「支払機」という。)を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「カード振込提携先」といい、「預入提携先」、「支払提携先」、「カード振込提携先」を合わせて「提携先」という。)の自動振込機(振込を行うことができる預金機を含む。以下「振込機」という。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行所定の取引を行う場合。

2. (預金機による預金の預入)

- (1) 預金機を使用して預金に預入をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。ただし、提携先の預金機使用の場合は、通帳のご利用はできません。
- (2) 預金機による預入は、預金機の機種により当行または提携先所定の種類の紙幣に限り、また、1回あたりの預入額は、当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先の支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記5.の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (各種手数料等)

- (1) 当行および提携先の預金機・支払機を使用して預金の預入れ・払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機・支払機利用に関する手数料(以下「利用手数料」という。)をいただきます。
- (2) 利用手数料は、預金の預入れ・払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の預金機・支払機利用にかかる料金は、当行から提携先に支払います。
- (3) 当行の振込機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の預金口座からの払戻し時に通帳および払戻請求書なしでその払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記(2)・(3)によるほか振込依頼書を提

出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、支払機、振込機、および当行の通帳記帳機で使用された場合または当行国内本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(利用手数料及利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料及利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合
C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の預

金機・支払機・振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

1. (カードの利用)

あしぎんキャッシュカード(法人用)(以下「カード」という。)は次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動入出金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」という。)の現金自動入出金機(以下「預金機」という。)を使用して普通預金に預入れをする場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」という。)の現金自動支払機(預金機を含む。以下「支払機」という。)を使用して普通預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「カード振込提携先」といい、「預入提携先」、「支払提携先」、「カード振込提携先」を合わせて「提携先」という。)の自動振込機(振込を行うことができる預金機を含む。以下「振込機」という。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行所定の取引を行う場合。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。ただし、提携先の預金機使用の場合は、通帳のご利用はできません。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行または提携先所定の種類の紙幣に限り、また、1回あたりの預入れは、当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および提携先の支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記5.の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. (各種手数料等)

- (1) 当行および提携先の預金機・支払機を使用して普通預金の預入れ・払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機・支払機利用に関する手数料(以下「利用手数料」という。)をいただきます。
- (2) 当行およびカード振込提携先の振込機を使用して振込の依頼をする場合には、当行およびカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (3) 利用手数料は、預金の預入れ・払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の預金機・支払機利用にかかる料金は、当行から提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の引落し時に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより預金の払い戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に署名、金額および届出の暗号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記(2)・(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、利用手数料金額または振

込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預金機、支払機、振込機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当行国内本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人が当行に届出てください。この届出を受けた場合には、直ちにカード解約いたします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。
- (3) 署名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

10. (カード・暗証番号の管理暗号照合等)

- (1) カードは他人に使用されないように保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、預金機・支払機・振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうちは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただしこのカードが偽造カードによるものであり、カードおよび暗号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも前記(2)と同様とします。

11. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の預金機・支払機・振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

12. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を中止する場合には、そのカードを当行に返却してください。なお、当行普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第13条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に限り、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

13. (譲渡、買入れ等の禁止)

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

14. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、および振込規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

1. 特約の適用範囲等

- (1) ICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます）とは、ICチップで取引ができるキャッシュカードをいい、この特約は、ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、あしぎんキャッシュカード規定およびあしぎんキャッシュカード（法人用）規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはあしぎんカード規定およびあしぎんキャッシュカード（法人用）規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、あしぎんカード規定の定義に従います。

2. ICチップ提供機能の利用範囲

ICチップ提供機能（従来のキャッシュカード機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかると機能を含めて「ICチップ提供機能」といいます。）は、この機能の利用が可能な現金自動支払機、現金自動入出金機、その他の端末（以下「ICカード対応支払機等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

3. ICキャッシュカードの利用

- (1) ICカードは、下記の現金自動支払機（以下「支払機」といいます。）および現金自動入出金機（以下「預金機」といいます。）で利用できます。
 - ・ 当行の支払機のうちICカードに対応している支払機
 - ・ ICチップによる取引を提携している提携先（当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等）の支払機でICカードに対応している支払機
- (2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されているICカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機による取引の場合、ICカードに磁気ストライプが併載されているときは、磁気ストライプによる取引となります。

4. ICカード対応支払機等の故障時の取り扱い

ICカード対応支払機等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

5. ICチップ読取不能時の取り扱い等

- (1) ICチップの故障等によって、ICカード対応支払機等においてICチップを読み取ることができなくなった場合にはICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICカード対応支払機等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じて、当行は責任を負いません。
- (3) 当行の都合により、当行所定の方法でICカードの再発行・再交付を行う場合があります。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上